

平成21年第2回八峰町議会臨時会会議録（第1日）

平成21年5月13日（水曜日）

議事日程第1号

平成21年5月13日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第60号 専決処分事項の報告について
- 第5 議案第61号 専決処分事項の報告について
- 第6 議案第62号 専決処分事項の報告について
- 第7 議案第63号 専決処分事項の報告について
- 第8 議案第64号 専決処分事項の報告について
- 第9 議案第65号 八峰町雇用創出基金条例制定について
- 第10 議案第66号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第67号 平成21年度八峰町一般会計補正予算（第1号）

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	伊藤進

総務課長	嶋津宣美	企画財政課長	米森昭一
福祉保健課長	佐々木充	管財課長	伊勢均
税務課長	小林孝一	生涯学習課長	齊藤英市郎
産業振興課長	須藤徳雄	農業振興課長	松森尚文
建設課長	武田武	幼児保育課長	加賀谷敏一
農業委員会事務局長	小林慶範	学校教育課長	辻正英
峰浜町民サービス課長	金平嘉孝	学校給食センター所長	木村学

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 吉元和歌子

午前10時00分 開 会

議長（阿部栄悦君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回八峰町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配布しております日程表にしたがって進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、

1 番 松 岡 清 悦 君

2 番 大 山 義 昭 君

3 番 石 塚 正 一 君

の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○ 「異議なし」の声あり。

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、これを許します。

議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成21年第2回八峰町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

新年度も2ヶ月目に入りましたが、先の議会全員協議会でも報告の通り、4月には北朝鮮のミサイル騒ぎがあり、町では緊急事態連絡室を設置し、落下物に対する警戒行動をとったところです。幸いミサイルが八峰町上空を飛んだものの何ら被害もなく安堵したところです。

また、メキシコで発生した新型インフルエンザは、世界各国に拡大していることは連日のニュースのとおりであります。町でも危機管理連絡室を設置すると共に、発熱相談センターを設けて、連休を含め現在も国・県の指導に沿って対処しているところであります。

次に、昨年来の世界的な経済不況と雇用情勢の悪化は歯止めがかからず、国では、様々な経済危機対策が打ち出されております。町としては、国の対策に呼応して、緊急雇用対策や新規事業に着手したところであります。今後も国の追加対策が実施される予定でありますので、時間的制約等あるものの、できるだけ成果のある施策展開を図るよう準備を進めておりますので、議員の皆様からもご意見を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本議会に提案しております議案の概要について説明いたします。

まず、専決処分が5件ありますが、議案第60号の「八峰町税条例等の一部を改正する条例」は、全協で説明のとおり、個人住民税に住宅ローン控除や、土地の譲渡所得の控除措置の創設がされたり、

負担調整措置の継続が盛り込まれた内容の改正であります。

議案第61号の「八峰町国民健康保険税の一部を改正する条例」は、介護納付金の限度額を現行9万円から1万円引き上げる内容の改正であります。

議案第62号の「八峰町保育所条例の一部を改正する条例」は、保育料の多子軽減を更に強化し、3人目以降の保育料を無料とするものであります。

議案第63号の「平成20年度八峰町一般会計補正予算第9号」は、事業の確定に伴う町債の整理によるものであります。

議案第64号の「平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算第5号」は同じく事業の確定に伴う町債の整理によるものであります。以上が専決処分関係であります。

次に、議案第65号の「八峰町雇用創出基金条例制定について」は、昨今の雇用情勢の悪化に歯止めを掛けるために国の支援によって基金を造成し、今後の雇用対策に生かすためのものであります。

議案第66号の「工事請負契約の締結について」は、新庁舎の外構工事にかかるもので、入札によって業者が決まりましたので、定めにより議会の議決を求めるものであります。

議案第67号の「平成21年度八峰町一般会計補正予算第1号」は、歳入歳出にそれぞれ7,639万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億739万5千円とするもので、主な内容としては、活力ある地域づくり支援事業、八峰町雇用創出基金の積立、緊急雇用事業の追加、ポンポコ山公園整備のための基本計画図の作成業務委託などであり、ます。

以上、全部で8議案であります。

詳細については、提案の際説明させますので、よろしくご審議のうえ適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

議長（阿部栄悦君） 日程第4、議案第60号、専決処分事項の報告について（八峰町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。当局の説明を求め

ます。小林税務課長。

税務課長（小林孝一君）皆様、おはようございます。

それでは、議案第60号、専決処分事項の報告について、をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

専決処分第1号 専決処分書 八峰町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成21年5月13日 八峰町長 加藤和夫

前回での全協でもご説明しましたように、緊急の経済対策の一環として所得税法や租税、特別措置法の改正が行われました。それを受けて地方税法や地方税法施行例の一部改正が行われて、それを受けて町税条例の改正となったものであります。

主に3点あります。先ほど町長が述べられたように、一つは住宅ローン控除、二つ目は長期譲渡に対する特別控除、そして三つ目は株式配当の軽減措置の延長、これが主なものであります。

それでは、お手元に条例改正の説明資料、別冊でこう、表紙つけて配布してありますのでそちらの方をご覧ください。それである、租税特別措置法とか地方税法規則等のいろんな条項の変更による、それを受けての変更があちこちにありますので、それは割愛して先ほど述べた、主な点だけを簡潔にご説明したいと思います。

この説明資料の2ページになりますけども、上から三つ目の附則第5条の3の2、ここが住宅ローン控除の追加規定をうたったものであります。条例の方のページですと、2枚目の真ん中ほどに第5条の3の2とありますけどもこの部分であります。この部分が追加されました。

対象者は平成21年から25年までに住宅に入居した者で所得税の住宅ローン控除の適用がある方です。適用期間は所得税の控除期間が10年間ですので、町民税においては、平成22年度から平成35年度までが適用となります。控除額は、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を、町民税の所得割りから控除するというもので、最高で9万7千500円であります。そして、条文の方を見ますと3行目のところにかっこ書きで「居住年が平成11年から平成18年まで」というのがありますが、これまでの住宅ローン控除のいわゆる現行制度の経過措置としてここに挙げられているものです。そして新たに、平成21年から平成25年までは経済対策としての新しい制度として設けられたものであって、その2つの制度がここで一本化されたということでもあります。

それでは次に、この説明資料の4ページをご覧ください。4ページの一番上のところですが、附則第15条、それから附則第15条の2というところでありますけれども、ここであの、条文の方では第35条の2の第1項、下線を引いた部分、そこが追加されるっていう形になってますけれども、これが土地の長期譲渡所得に関しての1千万円の特別控除を創設するという、そういう趣旨のものであります。それで、このことを受けて1千万円、5年以上経過して譲渡した場合は1千万円の控除を受けられるということでもあります。

それから株式のことでもありますけれども、説明資料の5ページの一番下の枠です、附則第2条、これあの、この条例の一部改正ですと、第3条による改正となっていますけれども、これあの、昨年の専決処分で八峰町税条例の一部を改正した平成20年度の改正の附則の部分で改正するという形で延長をかける、というものです。その第2条のところの6項、NPO等がありますけれども、更にその下に10項から14、16、19、24項とありますけれども、そのこのところはこの上場株式の配当あるいは譲渡所得の税率に関しての言及があります。その部分を1年延長するっていう、その改正によってそれを行うというものであります。そしてこの、町税条例の一部改正の

附則、ほんとの附則ですけども、その第1条の(1)のところを見ますと、「第2条の規定及び附則第3条第3項の規定」の施行日が平成21年6月4日となっていますが、その日付となっているのは法律の施行日が平成21年6月4日であることによるものであります。

以上で説明終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（阿部栄悦君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○ 「なし」の声あり

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

○ はい議長

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん

14番（見上政子君） えーと、先ほど説明ありましたけれども私は反対討論をいたします。まずあの、住宅、個人の町民税の住宅借入れ特別税額控除ですけれども、これはあの地方税の減収につながり、交付税で算定されるとはいうものの、これがいつまで続くのか、このまま後々には切れる可能性もあるのではないかとということと、それから3ページの附則の第11条、農地に関する固定資産税の特例っていうのがありますけれども、これもあの、農地法の改正ということで、農地は耕作者が自ら所有することが最も適当であるというこういう考え方が変更される、こういう可能性があります。それとあの、5ページの町民税に関する経過措置ということで、これは金持ち優遇税制ということで大変批判されていることでありますが、これが本来20パーセントであったものが10パーセントということに軽減されている、そして、20パーセントの中には地方税が5パーセントであったものが3パーセントになっているということで地方税の減収に繋がるとということで、私は反対をいたします。

議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

○ なし

議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。この採決は起立で行います。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

○ (起立多数)

議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第60号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第61号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税の一部を改正する条例）を議題とします。当局の説明を求めます。小林税務課長。

税務課長（小林孝一君） はい。それでは、議案第61号の専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次のページをご覧ください。専決処分第2号、専決処分書。八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成21年5月13日提出 八峰町長 加藤和夫

この国保税条例の一部を改正する条例についても、先ほどの資料の後ろの方に逐条解説を載せておりますのでそちらも合わせてご覧ください。

この一部改正の内容は、ポイントは1つです。介護分の課税限度額9万円を10万円に1万円増額するというものであります。それで、第4条、そして第24条第1項の部分に、その限度額に言及する部分が出ておりますので、そこが9万円から10万円に改められております。あと、他の部分については、先ほどの町税条例の改正と同じように、所得税法や租税特別措置法とか株式に関するいろんな措置の改正が行われましたので、それを受けての改正でありますので、説明は省略したいと思います。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（阿部栄悦君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

14番（見上政子君） はい、14番。この9万円から10万円に変更するに当たって、どの辺の所得の人達が対象になるのか、その辺と、対象者が本当に少人数なのか、それとも二桁くらいの対象者がいるのかどうなのか、その辺教えてもらいたいと思います。

議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の質問に対し答弁を求めます小林税務課長。

税務課長（小林孝一君） はい。どの辺の所得、と言われますと、限度額に該当する世帯が対象になっていくわけですけれども、平成20年度の限度額世帯は117世帯であると記憶しています。そのくらいの方が影響を受けることになります。以上です。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ （質疑なし）

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

14番（見上政子君） はい。先ほどの課長の答弁で117世帯という世帯数ですので、これがほんの少数の一桁くらいの世帯なのかなと思いましたが、117世帯もおられるようでしたら、私はこれに反対をいたします。

議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

○ なし

議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。この採決は起立で行います。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

○ （起立多数）

議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第61号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第62号、専決処分事項の報告について（八峰町保育所条例の一部を改正する条例）を議題とします。当局の説明を求

めます。加賀谷幼児保育課長。

幼児保育課長（加賀谷敏一君）議案第62号専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町保育所条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。次のページをご覧ください。

専決処分第3号専決処分書、八峰町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成21年5月13日 八峰町長 加藤和夫

改正の内容については、先の議会全員協議会で説明したとおり、厚生労働省で定める、保育所徴収金基準税額表の改正に伴うものでございます。昨年の税制改正によって新たに設けられたふるさと納税に関する国と地方公共団体に対する寄付金の税額控除と外国税額控除、既存住宅の取得及び居住用家屋の増改築等にかかる借入金特別税額控除を適用しない旨の改正と、多子軽減措置として同一世帯から2人以上の児童が入園する場合、3人目以降についてこれまで算定保育料の10パーセントとしていたものを無料とする改正であります。

お手元の資料の保育所条例新旧対照表をご覧くださいと思います。右側の改正後のアンダーラインを引いた部分が今回の改正内容でございます。備考1が市町村民税に関係したもので、第1項第1号及び第2項がふるさと納税に関する国と地方公共団体に対する寄付金の税額控除、次の314条の8が外国税額控除に関するもの、下の第5条の4第6項が既存住宅の取得及び居住用家屋の増改築にかかる借入金特別税額控除にかかるものであります。

次の2が所得税に関係したもので、(1)の第78条第2項第1号がふるさと納税に関する国と地方公共団体に対する寄付金の税額控除、(2)の第41条の3の2第4項及び第5項が、既存住宅の取得及び居住用家屋の増改築にかかる借入金特別税額控除にか

かるものであります。

次のページをお開きください。最後に、この表中の一番下であります。ウ、3人目以降の児童について保育料を無料とする内容であります。附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行する。以上よろしく願いいたします。

議長（阿部栄悦君） これより議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

14番（見上政子君） はい、14番。4月1日からということですので、4月分の保育料はもう徴収されてると思うんですが、これは返金することになるんでしょうか、決定されますと。それとあの、対象世帯が3世帯ということで説明がありましたけれども、その3人目の幼児の年齢というのは、0歳とか1歳とかあると思うんですが、3人目の年齢を教えてください、ということと、保育料は本来各自治体が独自に決めることですので、国からどのようなものがきても地方自治体で、条例で決めて決定されることですが、今回は0歳、3人目ゼロってということで、大変いいことなんですけども、先回の階層別の所得割のところ国から来たのをそのまま専決処分にした例がありますので、この専決処分についてどのようにお考えか、教えてくださいと思います。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加賀谷幼児保育課長。

幼児保育課長（加賀谷敏一君） えーと、4月分の保育料については、今日あの、通知を発送する予定でございます。164名でございます。そのうち第3子で保育料がゼロとなる方が3名ございまして、年齢でございますけども、1人が3歳、それから1歳、2歳の3名でございます。

それから専決処分の関係でございますけども、従来から厚生労働省の基準にしたがってやってきておりますので、そのような形で進めてまいりたいと考えております。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

14番（見上政子君） さきほど保育料は国の基準で算定しているのです、ということでしたけども、保育料というものは各自治体で独自に決めてます。で、八峰町もそのようになっています。国基準の保育料ではありませんので、もう一度答弁をお願いします。

議長（阿部栄悦君） 加賀谷幼児保育課長。

幼児保育課長（加賀谷敏一君） 保育料の基準額については、見上さんもお存知かと思えますけども、100パーセントの適用ではございません。60から70パーセントくらいの率で適用しております。よろしいでしょうか。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ （質疑なし）

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

○ （なし）

議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○ （異議なし）

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第63号、専決処分事項の報告について（平成20年度一般会計補正予算第9号を議題とします。当局の説明を求めます。

副町長（佐々木正憲君） はい、議長。

議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

副町長（佐々木正憲君） おはようございます。それでは、私の方から議案63号について提案、ご説明申し上げます。

議案第63号、専決処分事項の報告について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年度八峰町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次のページを開いていただきたいと思います。

専決処分第4号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないので次のとおり専決処分する。

平成20年度八峰町一般会計補正予算（第9号）、平成20年度八峰町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めることによる。歳入歳出の補正。歳入歳出それぞれ5千397万7千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ70億3千775万6千円とするものであります。

6ページを開いていただきます。

6ページ、2歳入10款1項1目地方交付税、補正額7千246万円、1節地方交付税7千246万円、説明2特別交付税7千246万円、これは、収入の確定による追加分でございます。決算額でございます。14款2項1目総務費国庫補助金531万7千円の減、節区分2庁舎建設補助金531万7千円の減額です。これはあの、業務部門対策技術率先導入補助金となっておりますが、省エネルギー設備のヒートポンプの設置でございますが、これの事業費の確定によるものでございます。5教育費国庫補助金369万9千円、1教育費補助金369万9千円の減額、安全・安心な学校づくり交付金、統合小学校の建設事業に伴う補助金の額が決定されましたので減額でございます。

7ページ、17款1項1目一般寄付金補正額421万9千円、区分1の一般寄付金421万9千円、一般寄付金421万9千円、これの内訳につきましては、一つ目は、ハタハタの里観光事業株式会社からの寄付金が400万円、町の更生保護女性の会から2万円、3番目が白神チャリティー委員会から20万円、しめて421万9千円の一般寄付金でございます。

3目基金費寄付金107万2千円減額、節の1基金費寄付金107万2千円減額ふるさと八峰応援基金寄付金107万2千円の減額です。これはふるさと納税の関係でございますが収入額が確定されました。当初見ておったのが200万でございましたが、結果的には92万8千円のふるさと納税が入ってございました。件数は22件でございます。

19款1項1目繰越金補正額3千8万6千円、1一般会計繰越金3千8万6千円、繰越金、前年度の実績により計上されたものであります。繰越はございません。

8ページ21款1項町債1目総務債、2目農林水産業債、3目土木債、4消防債、5教育債、7商工債、いずれも起債の関係でございますけども、20年度の事業の確定に伴って起債額が精算されたものでございます。本年度の事業が終了されました。この表の中身については…中身を省略させていただきます。

9ページ、3歳出2款1項10目自治振興費補正額ゼロ、これはあの、財源の内訳の補正でございます、立石あるいは横間のコミュニティセンターが20年度建設されまして、その起債の関係の変更でございます。13目庁舎建設費2千900万円減額、節の13委託料800万円減額、新庁舎設計管理業務委託料800万、15工事請負費、同じく新庁舎建設工事費2千100万円、いずれも起債等の減額でございます、不用額でございます。

10ページ6款3項3目漁港建設費150万円減額、19負担金補助及び交付金150万円減額、説明に書かれておりますように、岩館漁港地域水産物供給基盤整備事業費負担金、あるいは八森漁港関係でございます。これは、同じく起債事業の完了によりましていずれも不用額でございます。7款1項2目商工振興費補正額300万円減額、15工事請負費300万円の減額でございます。これは、漁村コミュニティ、観光市の関係でございますが、これの請負差額による不用額、減額でございます。

11ページ、8款2項2目道路新設改良費補正額ゼロですが、これはあの、財源の内訳の補正でございます。中身につきましては町道の峰浜中央線の方でございます。9款1項3目消防施設費40万円の減額、15工事請負費40万円の減額、消火栓の設置工事あるいは第1分団の消防小屋の外壁改修工事でございますが、事業完了に伴う不用額でございます。

12ページ、10款教育費2項小学校費7目学校建設費補正額ゼロ、

これもですね、財源の内訳の補正でございまして、統合小学校の建設事業に伴うものでございます。事業の精算によって変更になりました。13款3項1目財政調整基金費3千494万9千円、節の25積立金3千494万9千円、一般分でございますが、これは財源の調整にかかるものでございます。2目減債基金費5千万円25積立金5千万円、一般分にかかわる財政の調整にかかるものであります。

13ページ、9ふるさと応援基金費補正額107万円2千円の減額です。25積立金107万円2千円の減額、先ほど歳入で申し上げましたように、当初の予想が200万でございましたが、92万8千円の納入というようなことで、この分が減額ということになります。10目観光振興基金費400万円、25積立金400万円、一般分、これもさきほど歳入で申し上げましたハタハタの里の観光事業株式会社からの寄付金でございます。以上よろしく申し上げます。

議長（阿部栄悦君） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 1番松岡清悦君。

1番（松岡清悦君） 今副町長の説明をずっと聞いているわけですが、ほとんど事業の確定だとか、あるいは入札差額だとか、そういう項目がほとんど、計数整理だとかですね、普通の補正でよかったのかなという思いがします。今回専決した理由、急がなければならない理由をお知らせいただきたい。

議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。米森企画財政課長。

企画財政課長（米森昭一君） 今のご質問にお答えしたいと思います。通常の前補正予算でよかったのではないかとございまして、中身はご覧のとおり起債関係、事業費の確定に伴う起債の…事業費確定それから起債の確定ということで補正するわけですが、通常の前補正を行う時期にはまだ起債の方が確定しないと、いうこともありまして、起債とそれから事業費関係の不用額の整理と、2つを合わせて専決処分させていただいているということでありますので、ご理解いただければと思います。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

15番（須藤正人君） 議案第61号62号63号の専決処分書の文面と、今の議案、第64号の専決処分の文面が違っているわけでありまして。前に私が指摘をいたしました。先ほど松岡さんが専決処分をした理由、ここには「暇がなかった」という文面になっております。「この暇がなかった」というのは地方自治法で専決処分の理由には当たらないということになったと私は思いますが、いかがでしょうか。

議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前10時46分 休 憩

午前10時47分 再 開

議長（阿部栄悦君） 引き続きて本会議を開きます。答弁を求めます。

○ はい議長。

議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

副町長（佐々木正憲君） 専決処分書の文言について、確かあの、15番議員からは昨年議会の中でもこのことが指摘された面がございまして、たしかその時分にはですね、次回までには訂正したいと、こういうことでございましたけれども、今議会においてもまたまた「暇がない」ということで指摘されましたけれども、大変申し訳ございませんでした。確実に次回からは訂正、提案したいと思っておりますのでよろしく、お詫び申し上げます。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。はい15番須藤正人君。

15番（須藤正人君） えーと、12ページのですね、財政調整基金、それから減債基金、減債基金が5千万ほどという金額になっております。財調よりも多くなっているわけでありまして、副町長、この説明の中でですね、副町長の感情がなかったのですが、この理由とといいますか、減債基金が多くなった、多くした理由とか、なんか感じておりますでしょうか。

議長（阿部栄悦君） 米森企画財政課長

企画財政課長（米森昭一君）はい。財調よりも減債が多いということの考え方ということであ

りますけれども、特別、減債の方を多くして財調の方を少なくするという意図はございませんけれども、ただあの、減債につきましては、現在20年度末で1億2千500万と、見込みを立てております。ただ、21年度で7千500万ほど取り崩して繰り上げ償還をやるとなりますと、実質なんぼもないわけですね。わずかしかないと。ただこれまでも大型事業かなりかなりやってきておりますので、繰越金が出た際は、財調に積むか減債に積むか、このうちの1つを選ばなければならないのですが、今回あえて5千万円、今後の起債償還の準備を致しましょうという気持ちで5千万円を積ませていただきました。これもまたいつ取り崩すのかという予定は立てておりませんが、いずれ減債基金の目的に沿いまして、償還財源の積立という考え方でございます。ただあの、財調の方は、そのあとの残り分というところがおかしいですが、歳入の調整をやったということで3千何がしという金額になったということでございます。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

14番（見上政子君） はい、14番。7ページの寄付金のことで、もう少し詳しく知りたいんですけども、一般寄付金のところでかなり予定よりも金額が増えたのか、一般寄付金の何か大きなものがあつたのかどうなのかということと、それからふるさと応援基金の寄付金が予定よりも少なかったという、22件ということですが、上限と下限わかりましたら教えてもらいたいと思います。

議長（阿部栄悦君） 先ほど説明された他にですか。もっと詳しく…米森企画財政課長 企画財政課長(米森昭一君)はい。一般寄付金でございます、これは最初から充てにするわけにはいきません。篤志があつた場合に受け入れるというものですので、その中でも大きいのがハタハタの里観光事業、ここから400万円、ご寄付いただきました。補正前では48万3千円ということで、このあたりに大きな差が出たということでございます。それから、ふるさと八峰応援基金の関係でございますが、当初予算で200万措置してありましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、実績として92万8千円、22件ということになっておりますが、その内訳までは

ちょっと把握しておりませんので、よろしければあとでお知らせしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（阿部栄悦君） 8番、菊地薫君

8番（菊地 薫君） 今のこのふるさと応援基金に関してであります。21年度はどの程度、ちょっと今私予算とったかわかりませんが、これ制度発足して間もないわけですし、なかなか予想がつかない、見込みのつかないこの基金だと思います。これ200万、20年度はみたということで、実質から半分くらい減額するということではあります。今後ですね、見込みの立たないものを当初予算であげていくべきかどうか、どうでしょうか、その辺の捉え方、考え方、ひとつよろしく願いします。

議長（阿部栄悦君） 米森企画財政課長。

企画財政課長（米森昭一君） はい、お答えします。確かにおっしゃるとおりだと思います。いずれあの20年度から始まったものでありますので、20年度の実績を見ながら次年度の予算を取る、そういう考え方もあろうかと思っておりますので、そういう面で配慮していきたいと思っております。

議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

午前10時56分 再 開

議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。ほかに質疑ありませんか。

○ （なし）

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか

○ （なし）

議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○ （異議なし）

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり承

認されました。

日程第8、議案第64号、専決処分事項の報告について（平成20年度簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

建設課長（武田武君） 議案第64号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。文面、一部割愛して読み上げますのでよろしく申し上げます。専決処分第5号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。第2条が地方債の補正で、地方債の変更は第2表地方債補正によります。内容について説明いたします。4ページをお開きください。2歳入5款繰越金1項繰越金1目1節前年度繰越金でございます。起債の減額によりまして財政調整のため繰越金20万円を繰り入れております。前年度繰越金の額は、3千60万7千176円ですので、まだ600万ほど余裕がございます。7款1項1目1節町債でございます。事業費の確定によりまして起債申請の許可の額の変更があり、簡易水道事業債10万円の減額、2の過疎対策事業債、これでもまた10万円の減額ということで20万円の補正減となっております。以上、説明を終わります。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

○ （なし）

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか

○ (なし)

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○ (異議なし)

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第65号、八峰町雇用創出基金条例制定についてを議題とします。当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第65号、八峰町雇用創出基金条例制定についてをご説明いたします。八峰町雇用創出基金条例を別紙のとおり制定する。平成21年5月13日提出 八峰町長 加藤和夫。提案の理由でございますが、全協でもご説明したとおり、国では現下の厳しい失業情勢にかんがみ、地方公共団体が雇用の創出につながる地域の実情に応じた事業を実施することができるよう、今年度から2ヶ年にわたり、普通交付税の中に、地域雇用創出推進費を創設することとしており、本町には2年間で約2億円が別枠で交付される予定になっております。このことから、この交付税を原資にし、県の基金事業の対象とならないもの、または町が単独で雇用対策をするような事業の財源に充てるため、今回この新しい八峰町雇用創出基金を設けようとするものでございます。では、次のページをお開き願います。

条例の方でございますが、第1条として「設置」、雇用の機会を創出する事業に充てる資金として、八峰町雇用創出基金（以下、「基金」という。）を設置する、としております。第2条、「積立て」でございますが、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする、としております。第3条は「管理」、第4条には、「運用益金の処理」、第5条「処分」でございますが、基金はその設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる、としております。第6条が「繰替運用」、第7条が「委任」でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する、としております。
以上よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（阿部栄悦君） これより、議案第65号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○ （なし）

議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

○ （なし）

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○ （異議なし）

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第66号、工事請負契約の締結についてを議題とします。当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

総務課長（嶋津宣美君） 議案第66号について説明申し上げます。工事請負契約の締結について、平成21年4月28日に指名競争入札に付した八峰町新庁舎外構工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容ですが、一つ目の契約の目的は、八峰町新庁舎外構工事です。二つ目の契約金額は、一金9千72万円です。三つ目の契約の相手方は、八峰町八森字和田表121番地、大森建設株式会社八森本店 本店長 大森弘となっています。四つ目の支出科目は、平成21年度八峰町一般会計2款総務費1項の総務管理費13目庁舎建設費より支出いたします。

平成21年5月13日提出 八峰町長加藤和夫。

提案の理由ですけれども、皆さまお手元のところにあるとおり、入札の結果がありますが、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により合致するものがありますので、議決を求めるものであります。よろしく願います。

議長（阿部栄悦君） これより、議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番、柴田正高君。

11番（柴田正高君） えー、私方の手元に配られましたこの資料によりますと、工期がですね、9月の30日までとなってるんですよ。それこそ庁舎がオープン後までの工期となってるんですね。ま、よほどのトラブルがない限り、工期内にほとんど完了するんだと思いますが、できればこれ、オープン前までの工期とした方がよかったんじゃないかなという気がしてますけども、そこら付近についてどういう考えでこれ9月30日までとしたのか説明願います。

議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

総務課長（嶋津宣美君） 今の柴田議員から申されましたとおり、9月の24日には供用を開始するわけですが、工事自体は、契約では9月30日までにしてしまいましたが、実際は8月いっぱいまで完成させたいと思っています。なおあの、供用後においても不備な点があればですね、まああの一、多めに期間をとったということで9月30にしています。実施上は8月いっぱいまで完成できる状況にしたいと思っております。

議長（阿部栄悦君） 11番、柴田正高君。

11番（柴田正高君） 今の説明だとすればね、それじゃあ9月30日まででなくてもよかったんじゃないかなという気がしてるわけですが、その点についてはいかがですか。

議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

総務課長（嶋津宣美君） 実際上の話は、8月ということでそれに努めるわけですが、どうしてもあの、完成後においても不備な部分といいますか、手直し部分、あるいはあの一、思った部分っていいですか、改善が必要な分があればということで、それであの期間が供用後なんですけども、9月いっぱいまでみたということでございます。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。7番、門脇直樹君。

7番（門脇直樹君） 最低価格が設定してありませんが、その辺の理由を教えてください。

議長（阿部栄悦君） 伊勢管財課長。

管財課長（伊勢均君） あの、今年4月から、2千万以上の工事につきましては、調査基準、低入札価格制度を採用いたしまして、これに調査基準価格、ここに載っておりますけども、これより下回る、要するにダンピング等で下回った場合は、製品的に、材質的によろしくないのではないかとということで、今年からこういう調査、低入札価格を設けまして調査基準価格をここに設置しております。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。7番、門脇直樹君。

7番（門脇直樹君） この調査基準価格を下回るといい仕事をできないと、いうことで調査基準価格を設定してあるわけですが、実際の落札価格とは1千万以上の開きがあるわけですね。下には基準を設けるのに、上は基準がないと。少し入札のやり方に落ち度があるんじゃないですかね。

議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

.....
午前11時12分 再 開

議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。ほかに質疑ありませんか。

○ （なし）

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

○ （なし）

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○ （異議なし）

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前 11 時 13 分 休 憩

午前 11 時 18 分 再 開

議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第11、議案第67号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。当局の説明を求めます。佐々木副町長。

副町長（佐々木正憲君） 議案第67号 平成21年度八峰町一般会計補正予算（第1号）、平成21年度八峰町の一般会計予算（第1号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出それぞれ7千639万5千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億739万5千円とするものであります。5ページをお開きになっていただきます。

2歳入10款1項1目地方交付税補正額7千万円。1地方交付税7千万円、普通交付税7千万円。これはあの、先ほどあの、創出条例が可決されましたけれども、雇用創出基金の新設に伴う財源としてお願いしたものでございます。国の経済対策の上乗せでございまして、地方交付税に算入されてくるものでございます。なお、確定につきましては本年の7月頃に確定される予定でございます。

16款1項2目利子及び配当金、補正額8万1千円、1利子及び配当金8万1千円、7千万円に対する新設基金の預金利子でございませぬ。

6ページ、18款繰入金2項基金繰入金4目雇用創出基金繰入金、補正額225万9千円、1雇用創出基金繰入金225万9千円、繰入金225万9千円ですが、これは、詳しい内容につきましてはこのあとの歳出の方で説明いたし…と思います。19款1項1目繰越金140万5千円、一般会計繰越金140万5千円、これは20年度の決算額がまだ出ておらないので繰越額の決定は確定しておりませんが、一般財源の調整のための繰越金でございませぬ。

7ページ、20款4項3目雑入、補正額265万円、雑入265万円、69活力ある地域づくり支援事業助成金でございませぬが、これはあの、

今年4月に採択された新しい事業でございますが、5月事業スタートの予定でございます。地域活性化センターからの助成金でございます。100パーセント助成されるものでございます。これの中身につきましては、歳出で具体的にご説明申し上げたいと思います。

8ページ、3歳出2款1項7目企画費、補正額265万4千円、7の賃金、8報償費、9旅費、11需用費、14使用料及び賃借料、18備品購入費、いずれも先ほど歳入で申し上げました地域活性化センターからの助成金でございます。これはあの、八峰町のタウン情報誌の作成の印刷等に関わるものが主なものでございます。賃金の方に致しましては、事務補助員のアルバイト3ヶ月分の34万4千円、報償費につきましては講師の謝礼でございますが、この事業を支援するためのガイドの他の報償費でございます。旅費49万1千円、あ、申し遅れましたけれどもですね、この事業はタウン情報誌を作るためにあの、八峰町と提携されてございますノースアジア大学の法学部の観光学科という新しい学科でございますが、そこの大学の方との事業の提携をしながら進めていく仕事でございます。学生に関わる部分の費用弁償として49万1千円。需用費の129万5千円は事務費、あるいはレンタカーの燃料費、大きいところは印刷製本費の119万7千円は、情報誌1,000部作成の予定でございます。使用料及び賃借料13万4千円、自動車等レンタカーの借上げ料あるいは施設の使用料等でございます。備品購入費におきましてはデジタルカメラの購入費でございます。

9ページ、5款1項4目緊急雇用対策費、補正額225万9千円、これはあの、ご案内のように雇用創出の基金にですね、これから充当するものでございますが、いわゆるあの緊急雇用の対策事業でございます。7の賃金から18の備品まであるわけですが、この内容につきましては合計額で225万9千円ですが、費にかかわる課につきましては、農業振興課あるいは産業振興課、そして建設課にかかわるものでございまして、作業員の26万4千円、普通旅費の4万3千円、需要費の関係では燃料費を含めて34万4千円、自動車の保険料が3

万1千円、使用料賃借料につきましては主に車のリース代でございますが100万6千円、備品購入費、草刈機の購入に57万1千円と、こういうことでございます。

10ページ、7款1項6ポンポコ山公園管理費140万円、13委託料140万円、ポンポコ山公園の整備基本計画図の作成の委託でございますが、ご案内のようにポンポコ山の再生のために町としてもある程度のレイアウトを作ってみましたけども、やはりあの専門家の方にですね、基本計画の作成を依頼しまして今後具体的にこの事業を進めていきたい、ということでございます。13款3項10目雇用創出基金費7千8万2千円、25積立金7千8万2千円、これはあの、雇用創出の基金の新設に伴う基金の積立分でございます。なお一般分とそれから利子の収入分とが入っております。以上、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（阿部栄悦君） これより、議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。13番、木藤實君。

13番（木藤實君） 時間も無いようですので1点だけ伺いたいと思います。ポンポコ山の公園の委託料を設けておりますが、これいつまでの期限でやるのか、それと工事の方の計画はどのようにこれから進めるのか、というのは、これあの予算とはちょっと離れていきますけれども、この間の日曜日に行った人がたからちょっと苦情あったのは、タヌキの看板で写真撮ったりなんかした大きい看板があったわけですが、板がみんな腐れて落ちています。そこに釘の頭ばかりボンボンと出て、衣類ひっかけたりなんだり、危険なところもあると。あるいは遊具類関係、そういうところもどうなってるんだ、という話もありますので、その計画の執行とはまず別個に、最低限度、今現在子どもらも遊びにも行っておりますので、その辺の管理の方はどうするか、ちょっと聞きたいと思います。

議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

産業振興課長（須藤徳雄君） はい。ご質問にお答えいたします。ポンポコ山公園の今回の基本計画という委託のものを予算でお願いしているということでございます。

ますが、これについては6月議会に実設計をあげたいなあということで、今回この形であげていただいてすぐに設計、基本設計ですねこれはね。あの一、今まで議員の方々からもご意見いただきました。それから関係者からもご意見いただいていたいの予想図というか、出来上がっていますけども、それを今度元にしながら概算工事費というものを算出していったどの位になるのかはじき出して、それと今度は単年度で出来るのかまたは何年かかかるのか、そういうことも含めて検討したいと思っておりますので、その部分で今回この基本計画図作成委託料としたものをあげた、ということでございまして、今ご指摘ありました、今後大きくリニューアルしていくということでございまして、なかなかその現在ある物についてのチェックが甘かったと反省しております。すぐに現場の方に行きまして直せる物は直す、だめな物はだめ、ということでやっていきたいと思えます。いずれ6月の議会に実設計をあげながら本工事に入っていくということで考えておりますのでどうかよろしく願いいたします。

議長（阿部栄悦君） 他に質疑ありませんか。11番柴田正高君。

11番（柴田正高君） 今回のポンポコ山の委託についてなんですけども、どのようなところに委託する予定なのか、それこそ商業ベースに乗せるとすればそういう関連の業者さんに委託する、また造園関係であるとするればそういう造園コンサルタントみたいなところに委託するんだろうと思うんですけど、どういう考えでこの委託先を、委託するというように考えているのか、そこら付近についてお考えを述べてください。

議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

産業振興課長（須藤徳雄君） えーと、今までこういうタイプの工事となりますとまあ、造園コンサルさんですね、の方々に無償でというのが非常に多かったわけなんですけども、そうするとなかなかいいものが出てない、ということで今回はちゃんと基本的な計画についてもお金を出そうということで今回予算計上したわけです。あの、造園関係のコンサルさんという方をお願いしたいなあと思っておりますけど。

議長（阿部栄悦君） はい、11番柴田正高君。

11番（柴田正高君） それこそ、ある程度収益も上げなきゃならんと思うわけですよ。そうならば当然あの、なんていうんですかね、商業ベースに乗れるようなやっぱりそういう関連のコンサルタントへの委託も、やっぱり検討すべきではないかなと思うわけですが、その点についてはいかがですか。

議長（阿部栄悦君） はい、須藤課長。

産業振興課長（須藤徳雄君） あの、商業ベースということでありまして、これまで話し合った中ではあの公園については、ラベンダー等を主体にしたという公園の部分、それから、ファミリー…子供連れですね、家族連れの方々が遊べるような公園整備ということを考えておりますので、公園というのはなかなか収益が上がらないところでございます。

いずれ後ほど柴田議員さんがどのような考えかお聞きしながら検討してみますけれども、総体的にはファミリー向け、それから憩いの場と、いう公園にしていこうという考え方であると思っておりますので、その方向でいきたいなと思っております。

議長（阿部栄悦君） 11番。

11番（柴田正高君） そうすればまあ、公園業務に特化するということになれば、入園料とか、当然まあそういうのも想定してるのか、それこそ商業ベースに乗れない部分があるというような今のお話でしたのでね、無償でまあ公園を利用させるというような考えでおられるのか、そこらへんについてもちょっとお伺いいたします。

議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

産業振興課長（須藤徳雄君） えーと、公園といたしましては入園料を取るという公園ではないと思っておりますが、ここに来たお客さんというのは、例えば「館」であるとか、そういったところにお金を落とすということだと思っております。いずれ我々としては、能代方面からくる最初のあそこがひとつのシンボルの公園だと思っております。ですから、公園に来たお客さんが、「館」等でお金を落とすだけじゃなくて、それがまた八森の方のハタハタ館周辺にもお金を落とすことができるような、そういう連携というのを今後考えて行きたいと思っております。

以上でございます。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。7番門脇直樹君。

7番（門脇直樹君） 今手元にね、アルパカの講演会の用紙きてますけど、まだアルパカをどうするのか位置づけも決まってないのにね、6月の定例に実設計をあげると、当然アルパカを飼うのか飼わないのかで設計内容も違ってくると思うんですよ。設計内容が違うってことは当然金額も違ってくると。順番が逆なんじゃないんですかね、その辺お願いします。

議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

産業振興課長（須藤徳雄君） えー、お答えいたします。アルパカの講演会については、5月の23日ですか、行うという予定になっておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。えーと、この公園自体にアルパカというものを飼育するスペースを設けるか設けないか、ということについてはまだ全く白紙でございますので、いずれ八峰町というか白神の麓でアルパカというものを活用できるかという講演会でございますので、そこらへんはよろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。9番福司憲友君

9番（福司憲友君） すみません、時間がないのに。えーですね、今ポンポコ山について私も一言言いたいんですけども、まずあの、設計やるわけですけども、やはり今の交流センターをね、どういう風にするかというのが、これがやはりあの、非常に基本設計に影響するんじゃないかなと思ひます。それからあの、この前商工会の方からも要望と申しますか、きておりましたけれども、町の方にですね。やっぱり子どもたちがあそこに来た時に、何かやっぱり将来的に夢が持てるようなそういうものが必要なんじゃないかなと思ひます。今このCO2の問題で、クリーンエネルギーですね、非常にまあ今期待されております。そういうことでまあ、そこに集中してですね、この天気と申しますか、無公害のですね風力、バイオマス、ソーラーを含めてですね、それがまあ原動力でいろいろバッテリーカーとかですね、いろんなバッテリーの自転車も出ております。そういうもので公園

をですね、その電気でもって公園内を遊べるような、思い切った発想をしないと、ただ今古いものを壊してね、また公園を造るというふうな考えではですね、意味がないんじゃないかなと思います。柴田議員からもですね、経済ベースといいますけども、ある程度やっぱりそこからですね、少しでも収入を上げながらあそこも管理していけるような、そういうあのただの公園だけじゃなくてですね、そういうものを兼ね備えたですね、両面できるようなそういう設計をですね、是非やってもらいたいと思います。それと課長からもひとつ、あちこちですね、やはり見て、我々が納得するようなですね、そういう計画をきちっとまとめてもらいたいと思います。以上です。

議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

副町長（佐々木正憲君） ポンポコ山の再生についてはですね、前に私のところのプロジェクトチームでいろいろ検討しながら今日に至っておりますが、正直言ってこれはあの、プロにですね、全くもうレイアウトについて丸投げと、こういうことは決してないわけでございます、私どもやっぱりあの十分に地域からの要望だとか、いろんなものを勘案しながら全体的な計画を作成してもらいたいと、こういう注文はつけてございます。したがってあの、町の考え方は相当中に入れて、このポンポコ山の再生を図りたいということでございます。

それからもう1点につきましては、どうしてもやはりあの、商業ベースというようなことが考えさせられるわけでございますが、これも正直言ってなかなか商業ベースには乗れないというのが普通の我々での考え方でございます。ただ、バッテリーカーだとかグランドゴルフだとかログハウスだとかですね、こういうようなものについては今もまあ有料になってございますので、もっとやはり中身を充実しながら、そういうまあ、ある意味では商業ベースに乗ると、そういうなことで考えております。それから公園全体の計画につきましては、これまでのポンポコ山の公園の生い立ちをやはり十分に尊重しながら、やはり今後もですね、家庭的ないわゆるファミリー的な公園をひとつ目指してはどうかと、そういうことを考えてござ

います。ま、いろいろ皆さんからも今後また意見を聞きながら、中身を充実していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（阿部栄悦君） 9番さんよろしいですか。3番石塚正一君。

3番（石塚昭一君） あのー、私は今日何も聞かないかなと思ってあったんですけども、あの、一言だけ。ただちょっとお伺いしたいんですけども、まあ今このポンポコ山のことでね、この設計委託が出てますけども、これあの、出てきたときにまた我々に示されますよね。その時にまたこれを直す、こういう具合にしてくれ、いっぱいたくさんの方がこうやってくれああやってくれって希望があるわけですよ。だからすぐこれが、ここで決まるということなのか、それとも我々の希望をこの設計を見ながら、これもいいあれもいいと直すことが出来るのか、それだけ確かめておきたいのんですけども。もしかそれが出来ないんだったらば、何度もまた話し合わないといけないと思っておりますので、そこらへんだけ教えてください。直す可能性があるのか、それを見て我々が見て、みんなの意見を聞いてそれをまた反映しながら直すことが出来るのか、それを確認したいだけです。

議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

産業振興課長（須藤徳雄君） はい、えーと、今回出したのはこれまでいろいろ話し合いされて、前の全協でも鳥瞰図というか出ましたけども、ああいったものを現況の図面が無いものですからそれに落としながら、見やすい図面も作っていくということでございます。いずれあの、ポンポコ山の事業については、地域経済…活性化対策の交付金ということで、今年度中に7千9百万の基金の、あれを使うということでございますので、6月の議会あたりにもう設計やら何やら出していきたいなというのは皆さんもご承知だと思います。んで、それまでの間に図面が出てきましたら、また全協なりを開きながらご意見を伺うということもあると思います。それから多分、大きな事業になるのかなとも思っておりますので、1年ではできる事業ではないと思っておりますので、その段階でまたいろいろな案が出てくると思います。またあ

の、今まで話が無かった商工会からは、地球温暖化に絡むということでエコパーク的な提案もございますので、それを入れるとすればまた今までの話も変わってくると思いますので、いずれあのいろいろな意見を聞きながら柔軟に対応して行きたいと思っています。

議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑がないようですので質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

○ (なし)

議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○ (異議なし)

議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって平成21年第2回八峰町議会臨時会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

.....
午前11時44分 閉 会

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 1 番 松 岡 清 悦

同 署名議員 2 番 大 山 義 昭

同 署名議員 3 番 石 塚 正 一